令和５年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　　高松市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.1%
全職員	87.1%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	110.9%
本庁課長相当職	102.9%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	92.0%
３１～３５年	96.8%
２６～３０年	96.8%
２１～２５年	94.7%
１６～２０年	91.6%
１１～１５年	92.7%
６～１０年	91.9%
１～５年	81.9%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時給の職員は一時的な任用又は短時間勤務者である場合が多く、全体の算出値に与える影響が大きいため、算出対象から除外している。

・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は78.6%となっている。

・管理職手当について、男性に支給している場合が多く、管理職手当の受給者に占める男性の割合は73.7%となっている。

・休日勤務手当について、男性に支給している場合が多く、休日勤務手当の受給者に占める男性の割合は74.8%となっている。

・１～５年目の給与の差異について、医師職の１～５年目の男性職員の割合が多く、給与の男女の差異に影響していると考えられる。（医師職を除いた男女の給与の差異は、92.1%）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。